

別表十五 「交際費等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 措置法第61条の4第1項に規定する接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項（③に掲げる事項を除きます。）を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいい、また、1人当たり5,000円以下の飲食費が交際費等に該当しないこととされるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので、御注意ください。

- ① その飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
- ② その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

2 記載の手順

この明細書は、まず下段の「支出交際費等の額の明細」を記載し、次に上段の各欄（「1」から「5」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

税抜経理方式を適用している法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要がありますので、御注意ください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項						
「中小法人等の定額控除限度額3」	当期末における資本金の額又は出資金の額（以下「資本金額等」といいます。）の区分に応じ、それぞれ次の定額控除限度額を記載します。 <table><tr><th>資本金額等の区分</th><th>定額控除限度額</th></tr><tr><td>1億円以下の法人（非中小法人等を除きます。）</td><td>(1)の金額又は $800 \text{ 万円} \times \frac{\text{分子}}{12}$ 相当額のうち少ない金額</td></tr><tr><td>上記以外の法人</td><td>0円</td></tr></table> (注) 1 非中小法人等とは、資本金額等が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものをいいます。 2 「$\frac{\text{分子}}{12}$」の分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。	資本金額等の区分	定額控除限度額	1億円以下の法人（非中小法人等を除きます。）	(1)の金額又は $800 \text{ 万円} \times \frac{\text{分子}}{12}$ 相当額のうち少ない金額	上記以外の法人	0円	資本金額等を有しない法人等については、措置法令第37条の4各号（「資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等」）の規定により計算した金額を資本金額等とします。 法第4条の7に規定する受託法人については、定額控除限度額は「0円」となります。
資本金額等の区分	定額控除限度額							
1億円以下の法人（非中小法人等を除きます。）	(1)の金額又は $800 \text{ 万円} \times \frac{\text{分子}}{12}$ 相当額のうち少ない金額							
上記以外の法人	0円							

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「支出交際費等の額の明細」の各欄	当期に支出した交際費等の額について、その支出科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。
「(8)のうち接待飲食費の額9」の各欄		交際費等に含まれる控除対象外消費税額等のうち接待飲食費に係る金額がある場合には、当該金額を記載してください。 なお、当該控除対象外消費税額等のうち飲食費に係る金額について接待飲食費として50%損金算入の適用を受けるためには、法人の帳簿書類に60ページの「1 この明細書の用途」の②に掲げる事項を記載する必要があります。これらの事項のうち⑤を記載した書類には、例えば、法人が合理的な方法により当該控除対象外消費税額等に相当する金額から接待飲食費の額を算出した場合のその計算書類がこれに該当します。

4 根拠条文

措置法 61 の 4、措置法令 37 の 4、37 の 5、措置法規則 21 の 18 の 4